

令和 5 年

第 4 回市議会定例会 議案第 7 3 号

函館市国民健康保険条例の一部改正について

函館市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 1 2 月 8 日提出

函館市長 大 泉 潤

函館市国民健康保険条例の一部を改正する条例

函館市国民健康保険条例（昭和 4 4 年函館市条例第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条各号列記以外の部分中「または第 1 9 条の 3」を「，第 1 9 条の 3 または第 1 9 条の 4」に改め，同条第 2 号エ中「および第 7 2 条の 3 の 2 第 1 項」を「，第 7 2 条の 3 の 2 第 1 項および第 7 2 条の 3 の 3 第 1 項」に，「および国民健康保険保険給付費等交付金」を「ならびに国民健康保険保険給付費等交付金」に改める。

第 1 3 条の 6 の 2 各号列記以外の部分中「または第 1 9 条の 3」を「，第 1 9 条の 3 または第 1 9 条の 4」に改め，同条第 2 号イ中「および第 7 2 条の 3 の 2 第 1 項」を「，第 7 2 条の 3 の 2 第 1 項および第 7 2 条の 3 の 3 第 1 項」に改める。

第 1 3 条の 7 各号列記以外の部分中「第 1 9 条」の後ろに「または第 1 9 条の 4」を加え，同条第 2 号イ中「第 7 2 条の 3 第 1 項」の後ろに「および第 7 2 条の 3 の 3 第 1 項」を加える。

第 1 8 条第 1 項中「）となつた」の後ろに「もしくは特例対象被保険者等でなくなつた」を加え，「もしくは減少した場合」を「または減少した場合」に改め，「または特例対象被保険者等となつた場合」を削り，「に定める額もしくは同条第 2 項もしくは第 3 項の規定により読み替えて準用する同条第 1 項各号」を「（同条第 2 項または第 3 項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額，第 1 9 条の 3 第 1 項（同条第 2 項の規定により読み替えて準用する場合

を含む。次項において同じ。)に定める第13条第1項もしくは第13条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第19条の3第3項第1号(同条第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額、第19条の4第1項各号(同条第2項または第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額もしくは同条第4項各号(同条第5項または第6項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。))に、「となつた日」を「となつたもしくは特例対象被保険者等でなくなつた日」に改め、同条第2項中「もしくは同条第2項もしくは第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号」を「、第19条の3第1項に定める第13条第1項もしくは第13条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第19条の3第3項第1号に定める額、第19条の4第1項各号に定める額もしくは同条第4項各号」に改める。

第19条の3第1項および第3項第1号中「保険料額」を「保険料率」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(出産被保険者の保険料の減額)

第19条の4 当該年度において、世帯に出産被保険者(国民健康保険法施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。)がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第10条または第13条の2の基礎賦課額から、次に掲げる額の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)とする(第4項に規定する場合を除く。))。

(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日(国民健康保険法施行規則第32条の10の2で定める場合には、出産の日。第24条の3第1項第3号および第2項第1号において同じ。)の属する月(以下この号において「出産予定月」という。)の前月(多胎妊

娠の場合には、3月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

2 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第10条または第13条の2」とあるのは「第13条の6の3または第13条の6の6」と、「65万円」とあるのは「22万円」と、「第4項」とあるのは「第5項において準用する第4項」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項各号列記以外の部分中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。)をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第10条または第13条の2」とあるのは「第13条の8」と、「65万円」とあるのは「17万円」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、同項各号中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と読み替えるものとする。

4 当該年度において、第19条第1項に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がいる場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第10条または第13条の2の基礎賦課額から、次に掲げる額の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)とする。

(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に

属する月数を乗じて得た額

(2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第19条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額を控除して得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

5 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第10条または第13条の2」とあるのは「第13条の6の3または第13条の6の6」と、「65万円」とあるのは「22万円」と読み替えるものとする。

6 第4項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項各号列記以外の部分中「出産被保険者」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第10条または第13条の2」とあるのは「第13条の8」と、「65万円」とあるのは「17万円」と、同項各号中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と読み替えるものとする。第24条の2の次に次の1条を加える。

（出産被保険者に関する届出）

第24条の3 出産被保険者の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

- (1) 世帯主の氏名，住所，生年月日および個人番号
- (2) 出産被保険者の氏名，住所，生年月日および個人番号
- (3) 出産の予定日
- (4) 単胎妊娠または多胎妊娠の別

2 前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類
- (2) 多胎妊娠の場合にあつては、その旨を明らかにすることができる書類

(3) 出産後に前項の規定による届出を行う場合にあつては、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。

4 第1項の規定にかかわらず、市長が、出産被保険者について同項各号に掲げる事項および第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができるときは、第1項の規定による届出を省略させることができる。

#### 附 則

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

2 改正後の第8条、第13条の6の2、第13条の7、第18条、第19条の4および第24条の3の規定は、令和5年度分の保険料のうち令和6年1月以後の期間に係るものおよび令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分の保険料のうち令和5年12月以前の期間に係るものおよび令和4年度分までの保険料については、なお従前の例による。

#### (提案理由)

国民健康保険法施行令等の一部改正に伴い、出産する予定の被保険者または出産した被保険者に係る保険料の所得割額等を減額し、およびこれらの被保険者に関する届出に係る規定を整備するため